愛知県医療審議会　医療体制部会（2023年2月15日開催）メモ

場所：名古屋銀行協会2階201号室

【議題】

1.有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定（非公開）

2.病床機能再編支援交付金に対する意見の決定（非公開）

3.医療計画作成要領の決定（公開）

4.2次医療圏設定の考え方の決定（公開）

5.地域医療介護総合確保基金を活用する令和5年度県計画（素案）の決定（公開）

【報告事項】

1.感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴う対応について

2.2023年度の特定労務管理対象機関の指定に係る協議について

3.愛知県地域保健医療計画の進捗状況について

4.第3期愛知県医療費適正化計画の進捗状況について

5.地域医療構想推進委員会の取組について

6.愛知県地域保健医療計画別表の更新について

(議題1・2は非公開)

【議題3　医療計画作成要領の決定】

県から以下の様な説明があった。

・国から示される第8次医療計画作成指針を踏まえて見直し作業を進めるが、指針が示されるのは3月末ごろになる予定であることから、スケジュールの都合上、県の作成要領を前もって決定し、指針が出された時点で見直しを行う。

・2次医療圏ごとの医療圏保健医療計画は、計画本文に統合する。

・医療計画の6事業目に「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加する。

・現行の県医療計画をベースにデータや現状についての時点修正を行い、必要に応じて課題、今後の方策、指標の見直しを行う。

・次期医療計画と同時改定される介護保険事業計画との整合性を図る。

・外来医療計画の推進及び医師確保計画の推進について計画の見直しを行う。

・2次医療圏ごとの医療圏保健医療計画については、医療圏ごとに圏域保健医療福祉推進会議（圏域会議）を設置し検討を行う。計画策定については圏域会議の下に圏域医療計画策定委員会（策定委員会）を設置して検討する。圏域ごとの医療計画については2023年8月末までに原案を決定する。

・県の医療計画については、2023年3月の医療審議会で計画の基本方針・構成等を決定し、同年7月の医療体制部会で素案を、10月の医療体制部会で試案を検討して、11月の医療審議会で原案を決定する。その後パブリックコメントを経て2024年3月の医療審議会で答申するというスケジュール。

○意見・質問

・圏域会議と策定委員会は、同じメンバーで同時に行うのか？

→開催の方法などについては、圏域ごとに決めてもらうことになる。県のイメージとしては圏域会議については各団体の会長などにご参加いただき、医療計画の進捗状況なども含めて全体を見ていただき、策定委員会は各団体の副会長などにご参加いただき計画策定のみを行うという建て付けで考えている。

【議題4　2次医療圏設定の考え方の決定】

・国の定めている第7次医療計画作成指針で、2次医療圏の見直しについて検討をするとされている基準に該当するのは、愛知県内では東三河北部医療圏。

・東三河北部医療圏で行った意見聴取では、「広大な面積の地域である」「医療圏の統合によりへき地問題など地域の課題が埋没する」などの意見があり、圏域としては次期医療計画における医療圏の見直しには反対とのことであった。しかし、現状多くの患者が他医療圏に流出している状況であることから、今後地域住民に対して適切な医療提供体制を構築するためには流出入院患者が最も多い東三河南部医療圏と協議の場を設ける必要があるとともに医療圏の見直しについて検討をすることを確認した。

・上記のことから、次期医療計画について、東三河北部医療圏を存続させるとともに、東三河南部医療圏と医療提供体制に関する協議ができる場を設け、医療圏の見直しを含め検討する。

○意見・質問

・国は歯科医師過剰との判断から歯科医師数を国家試験の合格率を下げることで抑制している、そのため開業医が高齢化しており、東三河北部では次期計画中に歯科医院がなくなってしまうのではないかという心配もされている。県では特にへき地についてどのように考え、把握しているのか。

→医師・歯科医師とも高齢化している地域があることは把握している。不足している地域には自治医科大卒の医師を派遣するなど行っているが、今後も現状の把握に努め対策を進める。

【議題5　地域医療介護総合確保基金を活用する令和5年度県計画（素案）の決定】

・国の方針の変更により、既積立額や執行残を活用することとされたため、予算の規模は昨年度を上回るものとなる。

・新規事業として口腔がん検診モデル事業と看護研修会館研修室整備事業を計上する。

・今後は3月に計画事業（素案）を国へ提出し、8月頃に国から交付額の内示がある。それを受けて12月頃に計画作成と国への交付申請を行い、2024年2～3月に国から交付決定がされることとなる。

○意見・質問

・「回復期病床整備事業」「病床規模適正化事業」は病床の転換・縮小に関わるハード面の変更費用を助成するものだ。一方、「病床機能再編支援交付金事業」は病床の転換・縮小を行ったことへのご褒美の様な位置付け。「病床機能再編支援交付金」は病床過剰地域だけでなく病床不足地域でも受けることができるというのはどういうことか。国としては、どんな地域でも病床が削減できることは良いと考えているということか。

→国がどの様に考えているかは改めて確認したい。

・「回復期病床整備事業」「病床規模適正化事業」の補助金単価については、建築単価が上昇しているので見直しを検討してほしい。

→状況を把握し、検討を進めたい。

【報告事項1　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴う対応について】

・国の定める基本的な指針の改正に即して、愛知県感染症予防計画の改正を行う。

・病床、外来、後方支援、医療人材、検査能力等の確保について数値目標を明記する。

・新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定を締結する。

・愛知県と県内保健所設置市、その他関係機関を構成員とする「愛知県感染症対策連携協議会（仮称）」を新たに設置し、入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、情報共有のあり方等について議論・協議を行い、地域の関係機関間の連携強化を図る。

・予防計画については、2023年の6月に素案、8月に試案を検討し、11月には原案を策定する。パブリックコメント（2024年1月）等を経て、2024年3月に改正する。

・医療機関との協定については2023年5月以降に説明会を開催、11月には協定案を策定し、その後医療機関と協議を行う。2024年3月には医療機関と協定を締結する。

○意見・質問

・連携協議会の組織上の位置づけはどうなるのか？

→現在ある「新型インフルエンザ等専門家会議」に代わるものとして位置付けたいと考えている。

【報告事項2　2023年度の特定労務管理対象機関の指定に係る協議について】

・2022年7～8月に県内医療機関に適用を希望する水準についての調査を行った。315病院中256病院から回答があった。うち特定労務管理対象機関（Ｂ・連携Ｂ・Ｃ－１、Ｃ－２）の指定を希望する医療機関は35件だった。

・県としての今後のスケジュールは、2023年4月から指定申請受付を開始（当初3月開始を予定していたが3月に申請を行う医療機関がないと想定されることから変更）、2023年7月末までの申請分は2023年11月開催予定の医療審議会で、2023年8～12月末までの新成分は2024年3月開催予定の医療審議会で意見聴取を行う。

（報告事項3～6については、資料についての説明があった。詳細は省略）

※補足

スキャンしたＰＤＦをクラウドにアップしましたので、

必要なものがあれば下記ＵＲＬからダウンロードしてご利用ください。

なお、クラウドのデータは１カ月くらいで消えてしまいますのでご了承ください。

https://cloud.aichi-hkn.jp/index.php/s/GCSKYcBTeHK4pc5